

あきる野市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、あきる野市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、もって市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、市が行う電力を調達するための契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境への配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギー活用状況
- ウ 再生可能エネルギー導入状況

(2) 加点項目

- ア グリーン電力証書の市への譲渡予定量
- イ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格)

第5条 市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札の入札参加資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の環境評価項目について、別表に定めるあきる野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準（以下「評価基準」という。）により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (2) 前年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていないこと。

(報告書の提出)

第6条 市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札に参加を希望する電気事業者は、第4条の環境評価項目について別表に定める評価基準により評価点を算定し、あきる野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、同一年度中に既に報告をしている電気事業

者にあつては、記載内容に変更がない場合に限り、これを省略することができる。

(実績の公表)

第7条 市長は、この方針に基づき締結した契約の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(方針の見直し)

第8条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(庶務)

第9条 この方針に関する庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この方針は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年1月10日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年2月4日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年1月30日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年2月4日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年1月27日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

あきる野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 ※1 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
	前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上
0.000%超0.675%未満		5
活用していない		0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	15.00%以上	20
	8.00%以上15.00%未満	15
	3.00%以上8.00%未満	10
	0.00%超3.00%未満	5
	活用していない	0

加点項目	区分	評価点
グリーン電力証書の市への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合) ※4	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※5	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測

による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギー活用状況 (%) = (前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ 前年度の供給電力量 (需要端)) × 100

「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。) をいう。

- (1) 工場等の廃熱又は排圧
(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (FIT法第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
(3) 高炉ガス又は副生ガス

- ※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値 (単位は全てkWh) をいう。なお、再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
② 前年度他社より購入した再生可能エネルギーの利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く)

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%) = (① + ②) ÷ 前年度の供給電力量 (kWh) × 100

- ※4 グリーン電力証書は、一般財団法人日本品質保証機構の認証に係るグリーン電力証書に限る。

- ※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

(需要家への情報提供の例)

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需要逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
- ・ホームページにおける使用電力量の推移等の照会サービス
- ・需要家が設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス

なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とならない。

(注) 前年度分の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数が公表されるまでの間に電力調達契約の入札を行う場合にあっては、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

あきる野市長 殿

所在地

名称

代表者名

印

あきる野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

あきる野市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、あきる野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 基本項目及び加点項目

基本項目	数値等	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
加点項目	譲渡予定量	評価点
グリーン電力証書の市への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
加点項目	取組の有無	評価点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		
合計		

2 前年度における電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に規定する勧告の有無

有・無	
-----	--

(注)

- 「数値等」、「譲渡予定量」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
- 「数値等」及び「譲渡予定量」の算出根拠となる書類を添付すること。
- 前年度分の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数が公表されるまでの間に電力調達契約の入札を行う場合にあつては、この様式中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。